

藤市協第 107 号
令和 2 年 7 月 27 日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

藤井寺市長 岡田 一樹



2020年度自治体キャラバン行動「新型コロナウイルス感染症のもとでの住民のいのちと暮らしを守るための要望書」について(回答)

令和2年6月26日付で提出のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

(別紙)

1. 自治体の職員削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は、非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

(回答) 人事課

自治体においては、社会情勢変化や国の制度改正などに対応し、新たな行政課題、市民ニーズに即応した持続可能な市民サービスを提供できることが求められております。

そのような中で行財政運営の円滑な執行の観点から、必要な体制整備と適正な人員配置を行うことは非常に重要な課題であると認識しております。行政課題とニーズに即応できるよう組織機構の整備を行い、その職員配置については、正規職員の配置を基本としつつ、職務の専門性、業務内容に応じ様々な任用形態をとっております。定型業務、臨時的業務においては会計年度任用職員を、高度な専門性を有する職においては、非常勤特別職の任用をしているところであります。

基礎自治体として、持続可能な行政運営の在り方、職員のワークライフバランスも考慮し、職員の適正配置と人材育成に取り組み、市民福祉の増進につながるよう努めてまいります。

正規職員数の推移

平成 28 年 4 月 1 日：626 人

平成 29 年 4 月 1 日：631 人

平成 30 年 4 月 1 日：631 人

平成 31 年 4 月 1 日：635 人

令和 2 年 4 月 1 日：636 人

2. 各市町村独自の現金支給をいち早く、かつ何度も行ってください。

(回答) 政策推進課

本市では、新型コロナウイルス感染症が社会に与える影響を考慮し、市独自の現金支給策としてこれまでに児童扶養手当受給者 1 世帯につき 2 万円を支給する取組や就学援助費受給者 1 世帯につき 2 万円を支給する取組、特別障害者手当等受給者に対して 2 万円を支給する取組等を実施しております。今後も状況に応じて必要な事業実施に努めてまいります。なお、事業の実施にあたっては多くの財源が必要となることから、自治体の財政力の差が支援の差にならないよう国に対し財源措置に関する要望も行ってまいります。

3. 国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。

(回答) 特別定額給付金事業室

今回の給付金は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、可能な限り迅速かつ簡素な仕組みで給付することが示され、本市においてもマイナンバーカードを活用したオンライン申請の早期実施や、生活に困窮するかたの早期申請を図るため、ホームページに申請書の様式をアップしダウンロードできるようにするなど、1日も早い給付に向けて取り組んでまいりました。現在のところ、9割以上の世帯への給付が完了したところでございます。今後は、未申請者や申請書に不備のあるかたなどへ個別に連絡し、対象となる全ての世帯へ給付できるよう取り組んでまいります。

ご要望の第二弾、第三弾の給付金につきましては、この新型コロナウイルス感染症の感染状況や国の動向、そして一人ひとりの暮らしに与える影響等を注視いたしまして、必要な対応を講じてまいりたいと考えております。

4. 各市町村独自地域で活動するNPO、子ども食堂と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を立ち上げ、「食うに困っている」子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。

(回答) 子育て支援課

本市では、藤井寺市社会福祉協議会と連携を図っており、生活困窮者に対して、ふーどばんく O S A K A ・いずみ市民生協、大阪府社会福祉協議会から、緊急時に食料を支援することができるように必要に応じて食品提供をしていただいております。

5. 小中学校の給食を無償化してください。休校中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。

(回答) 学校教育課

市教育委員会では、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、給食費等必要な援助が行える就学援助制度を設けております。この制度により、給食費の経済的負担を軽減しているところでございます。

現在、就学援助制度で取り組んでおりますので、給食費の無償化に向けての取り組みにつきましては、市の財政状況も踏まえ、現在のところ考えておりません。

次に、休校中については、各ご家庭で子どもたちの生活を保障していただく事が必要と考えております。生活の保障が難しい家庭につきましては、市の生活支援や福祉サービス等を適切に活用していただくことが必要だと考えております。

また、今回の新型コロナウイルス感染症への対応として、就学援助費受給者への応援金（児童扶養手当受給者への応援給付金受給者は除く）2万円、特別支援教育就学奨励費受給者への応援金（児童扶養手当受給者への応援給付金受給者は除く）2万円を支給し、生活全般（給食費としても使用

可能) に利用していただき、支援を必要とされているご家庭の経済的負担を少しでも軽減できるように、取り組んでおります。

次に、休校の意義として、各家庭で個別に生活し、複数の人間が接触しないことにより、感染防止を図るものと考えておりますので、現在の学校施設、給食設備では、教職員も含め、感染防止を十分に図りながら、子どもたちに給食を提供することは難しいと考えているところでございます。

(回答) 保育幼稚園課

令和元年10月より、国の幼児教育・保育の無償化が始まり、1号認定子ども及び2号認定子どもの保育料が無料となりました。副食費については、無償化の対象から除外されております。

現在、年収360万円未満相当世帯と全ての世帯の第3子以降の子どもが副食費の免除対象となっており、その他の世帯には、副食費をご負担いただいております。

本市では子育て世帯を支援するために、公立保育所では主食費を無償としており、民間保育所等には、一か月1人当たり400円の補助を行っております。公立保育所の副食費は月額4,500円で、主食費と副食費を合算した額を、近隣の自治体の中で、最も安く設定しております。ご要望の副食費を無償にした場合、市の負担が高額となることから、現在のところ財政的に踏み込むのは難しいと考えております。

6. 税・国民健康保険料・介護保険料などの値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも適用拡大をしてください。6月の納付書送付時には、傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシをいれ周知を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

(回答) 税務課

市税に関しまして、今般の新型コロナウイルスの影響により、収入に相当の減少があったかたに対しましては、1年間地方税の徴収の猶予を受けられる特例制度が設けられており、市ホームページ等でお知らせし、相談をお受けしております。これまでから、納付が困難なかたに対しましては分割納付相談等を行っているところでございますが、今後も、皆さまの実情をお伺いしながら、丁寧な対応に努めてまいります所存でございます。

(回答) 保険年金課

①国民健康保険料の減免制度について

本市の令和2年度の減免制度については、府統一減免制度に加え、従来より実施している市独自減免制度を維持しつつ、新型コロナウイルス感染症により収入等の減少が見込まれる世帯に対する

減免制度を実施しています。

②傷病手当金を被用者だけでなく自営業等に拡大することについて

新型コロナウイルス感染症に感染などした国保被保険者に対する傷病手当金については、国の財政支援の対象とされている被用者に対し実施しております。対象者の拡大については、国の支援対象外となることや自営業者・フリーランスの方は就業状態や収入状況がそれぞれ大きく異なり、収入の把握が困難であることから、実施は難しいと考えています。

③6月の納付書送付時に、傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などの周知及び窓口での三密をさけるため、郵送等による書類の受理について

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金や減免制度については、市の広報紙やホームページへの掲載により周知に努めるとともに、本年6月に発送した納付書に新型コロナウイルス感染症に係る減免制度のチラシを同封いたしました。

また、感染拡大防止の観点から新型コロナウイルス感染症に係る減免申請書については、ホームページからダウンロード可能となっており、原則郵送での申請をお願いしております。併せて国保の一部事務につきましても、届け出様式をホームページに掲載し、郵送での届出を可能とし、窓口の混雑による「密」を避ける対策を講じています。

(回答) 高齢介護課

令和2年度の介護保険料につきましては、前年度保険料額と比較して値上げをしておりません。また、令和元年10月から実施された消費税率10%への引上げに伴い、低所得者層に対する介護保険料の負担軽減を目的として、所得段階が第1段階から第3段階に該当する方の保険料額を令和元年度に引き続き引き下げております。

また、従来保険料が第2段階または第3段階の方で、1人世帯の収入金額が144万円未満（世帯員が1人増えるごとに54万円を加算）であるなど一定の条件を満たしている方に対して、本市独自の減免制度を設けておりますが、加えて、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響を受ける第1号被保険者のうち必要があると認められる方に対し、減免を実施いたしております。7月号広報や市ホームページにも掲載しており、郵送での申請にも対応いたしております。

7. 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

(回答) 生活支援課

生活保護の申請につきましては、窓口での三密を避けるため、換気を行う、長時間の面談にならないようにする等の配慮をしております。また窓口への来庁が困難な方につきましては、電話での

聴取や、希望されればご自宅等まで訪問のうえ相談、申請を受け付けております。

住居確保給付金は、ホームページへ申請書をアップしており、郵送申請を希望される方には郵送で対応しております。また窓口申請の際も、三密を避けるように配慮しております。今後とも相談者に寄り添った支援を継続してまいります。

8. 新型コロナウイルス感染症で明らかになったように医療体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。自治体として発熱外来を医師会、公立病院等と協力して確保してください。医療機関や妊婦をはじめ必要に応じて PCR 検査がうけられるように拡大してください。

(回答) 健康課

地域医療構想は、新型コロナウイルス感染症により、状況が一変していることから、国、府に対して、機会があるごとに要望してまいります。

また、本市における発熱外来への対応につきましては、今後、国や府の動向を注視するとともに、地域医療を担っていただいている医師会との必要に応じて協議してまいります。

(回答) 市民病院事務局

令和元年 9 月 26 日に再検証要請対象医療機関として藤井寺市民病院が該当するとして、病院名が公表され、南河内保健医療協議会等で協議の結果、現在、継続審議となっています。しかしながら、今回の新型コロナウイルス感染症の流行時のような感染症対策に伴う病床確保についての考え方が地域医療構想の中に想定されていないため、白紙撤回を含めた抜本的な見直しを国に働きかけるよう、大阪府自治体病院協議会、大阪府公立病院協議会の会長名で府に対して要望書を提出する予定です。

地域の PCR 検査の実施につきましては、各地域の保健所単位で検査が行えるような、PCR センターを設置するよう、合わせて府に要望する予定です。

9. 藤井寺市民病院の統廃合は絶対にしないでください。市民病院に産婦人科の新設をおねがいます。

(回答) 市民病院事務局

当院としましては、府下においても病床が少ない藤井寺の中核病院として、今まで通りの急性期医療を提供していきたいと考えております。

全国的な医師不足の中、当院におきましても、現在の診療科 9 科（内科、外科、消化器内科、消化器外科、整形外科、小児科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科）を維持するための医師

を確保することで精一杯の状況となっております。また、看護師等の医療スタッフの確保にも苦慮している状況です。

ご要望の市民病院への産科の設置についてでございますが、現在、市内には産科を標榜されている施設がないことは認識いたしておりますが、産科につきましては、24時間体制をとるための医師や助産師、その他の医療スタッフの確保の問題や当院の病床数98床の中で、産科用の病床を一定数常時確保することが困難なこと、また、診療スペースの問題等を勘案しますと、現段階では産科の新たな設置は無理であると判断せざるを得ないものと考えております。

10. 堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化を図ってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。

(回答) 健康課

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大の対応では、保健所に大きな業務負担が生じ、本来の保健所業務ができないといった課題があると認識しています。

厚生労働省はこうした課題に対応するため、感染拡大時の最大需要量に基づき、各業務に必要な人員数を策定するための考え方を示す「今後を見据えた保健所の即応体制の整備に向けた指針」を作成し6月19日付で都道府県等に事務連絡し、指針をもとに7月上旬に計画を策定することを都道府県に求め、7月末までに保健所の即応体制を構築することとしているとのことです。保健所の体制整備は、政府が7月に策定予定の骨太の方針で議論の俎上に載せられるとのことですので、経過を注視してまいります。

11. マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを大阪府と協力して必要数を全医療機関および介護事業所等に配布してください。

(回答) 危機管理室

防護服につきましては、大阪府を通じて医療機関、介護事業所へ配布されているとともに、市としても医療機関に対してマスクを、介護事業所へはマスク及び消毒液の配布を行っております。

現在は、今後想定される第二波、第三波の備えのため、調達に努めているところですが、今後の状況を見ながら、必要に応じて医療機関・介護事業所など必要とする施設への配布について検討してまいります。

12. 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填を国・大阪府に求めてください。

(回答) 健康課

新型コロナウイルス感染症により、医療機関への受診を控える動きがあったとともに、必要な受診さえも控えている実態があり、本市といたしましては、持続化給付金制度など、国や府の制度を利用していただけるよう、医療機関に情報提供を行い、医療機関自体の維持が困難な状況とならないよう注視しつつ、国や大阪府に対しましては、医療機関への支援等について、今後も要望してまいります。

(回答) 高齢介護課

国では、社会福祉施設等へ無担保、無利子の新型コロナウイルス対応支援資金の融資を行っておりますが、当課としましては、利用者減による介護事業所の経営困難に対する赤字補填への対策を、国や大阪府に求めてまいります。

(回答) 福祉総務課

本市は、障害者事業所からの障害福祉サービス費の請求等について、国からの各通知に基づき柔軟な取り扱いを行っており、コロナ禍での事業所経営に資する対応を行っております。障害者事業所への支援措置につきまして、国・大阪府への要望を引き続き行ってまいります。

13. 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。

(回答) 子育て支援課

児童虐待防止につきましては、要保護児童対策地域協議会において子どもに関わる機関が連携し、児童虐待の防止・早期発見などに努めております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活環境の変化に対しては、厚生労働省より通知された「子どもの見守りアクションプラン」に基づき、要保護児童対策地域協議会で把握された支援対象児童について、定期的な状況確認を行っております。

また、新たに虐待やDVが生じた家庭や、そのリスクが高まっている家庭が把握された際は、児童相談所やDV相談窓口など関連部署と連携し適宜把握を行い、要保護児童対策地域協議会のケース登録を行い、支援を行ってまいります。

(回答) 協働人権課

DVの解決に向けた取り組みにつきましては、専任の女性相談員によるDV相談窓口を開設する

とともに、庁内における各種相談窓口担当課と連携し、被害者に対する様々な相談支援を行っております。

また、加害者からの避難等、緊急性を有する事案に対しましては、警察、大阪府女性相談センター、大阪府子ども家庭センター等の関係機関と連携し、迅速な対応を行っております。

ご要望にありましたように、コロナ禍において「ステイホーム」が長引く等の社会情勢の変容から、DV被害の相談件数が増加していることは、当課としましても認識しております。

今後も、警察をはじめとした様々な公的関係機関や、民間のDV支援団体等との連携を一層強化し、DVの解決に向けた取り組みを推進してまいります。

14. 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

(回答) 危機管理室

避難所における感染防止対策につきましては、国のガイドラインや大阪府で示されている「避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス感染症対応編）」を踏まえ、感染症防止対策に必要とされている段ボールベッド、間仕切り、非接触型体温計などの物資・資機材の調達を進めております。

また、適切な避難のための事前対策として、市民に対する適切な避難行動の周知とともに、府保健所との連携を強化しているところです。

併せて、避難所運営職員を対象とした訓練の実施により、適切な避難所運営が図れるよう努めてまいります。